

# 東京都食品安全審議会について

## 東京都食品安全審議会とは

東京都食品安全条例第26条に基づき設置された知事の附属機関

## 委員構成

都民、事業者、学識経験を有する者のうちから、知事が任命（25名以内）

- 現在第11期で委員は23名（公募2名、消費者団体5名、事業者団体8名、学識経験者8名）
- 任期は2年（令和6年12月から令和8年11月まで）

## 審議事項

- 食品安全推進計画（東京都食品安全条例第7条）に関すること
- その他食品の安全の確保に関する基本的事項

### 【これまでの主な審議事項】

製品	諮問	概要
諮問：H16.7.29 答申：H17.2.28	東京都食品安全推進計画の考え方	東京都食品安全推進計画策定に向けて、計画の中で示すべき事項とその考え方について検討
諮問：H17.6.27 答申：H18.3.28	都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方	食品の安全に関するリスクコミュニケーションにおける、都民・事業者などの役割や分かりやすい情報提供の方法などについて検討
諮問：H25.7.5 答申：H26.2.14	弁当等に関する食品販売の規制の在り方について	弁当等の食品の販売に関して、安全性を確保するための合理的な規制の在り方について検討
諮問：R3.3.19 答申：R3.10.13	ふぐの取扱い等に関する制度の在り方について	食品衛生法施行規則改正等の国の動向を踏まえた制度の在り方を検討
諮問：R7.1.29 答申：R7.11予定	食品安全推進計画の改定について	東京都食品安全推進の改定に当たっての視点や計画で示すべき事項等について検討予定

## 第11期東京都食品安全審議会委員

	氏名	所属・役職名
都民 (7名)	佐合 徹也	公募委員
	荒井 忠行	公募委員
	井岡 智子	一般財団法人消費科学センター 理事
	星野 綾子	東京消費者団体連絡センター 事務局次長
	柿本 章子	主婦連合会 副会長
	秋山 純	東京都生活協同組合連合会 専務理事
	高須 光代	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟理事
事業者 (8名)	久我 勝二	東京都水産物卸売業者協会
	森村 浩昌	一般社団法人東京都食品衛生協会 専務理事
	島田 幸雄	東京都農業協同組合中央会
	阿部 徹	一般財団法人食品産業センター 事業推進部長
	関 淳弘	日本百貨店協会 政策・運営グループ 統括主幹
	蒲生 恵美	公益社団法人日本輸入食品安全推進協会
	中辻 亮作	日本チェーンストア協会関東支部
源川 洋子	一般社団法人日本フードサービス協会	
学識 経験者 (8名)	春日 文子	国立大学法人長崎大学熱帯医学・グローバルヘルス研究科/プラネタリーヘルス学環 教授
	渡邊 敬浩	国立医薬品食品衛生研究所
	鈴木 達夫	元一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所 所長
	日野 辰哉	筑波大学法科大学院 准教授
	板東 玲子	読売新聞東京本社川崎支局長
	大道 不二子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会東日本支部食部会 代表
	瀬古 博子	消費生活アドバイザー
	五十君 静信	東京農業大学総合研究所 教授

## 令和7年度東京都食品安全審議会部会委員

	氏名	所属・役職名
都民 (4名)	佐合 徹也	公募委員
	井岡 智子	一般財団法人消費科学センター 理事
	星野 綾子	東京消費者団体連絡センター 事務局次長
	柿本 章子	主婦連合会 副会長
事業者 (3名)	森村 浩昌	一般社団法人東京都食品衛生協会 専務理事
	阿部 徹	一般財団法人食品産業センター 事業推進部長
	仲辻 亮作	日本チェーンストア協会関東支部
学識 経験者 (3名)	鈴木 達夫	元 一般社団法人東京都食品衛生協会 東京食品技術研究所 所長
	板東 玲子	読売新聞東京本社川崎支局 支局長
	岡田 由美子	国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 第三室長

# 食品表示制度の概要

## 食品表示制度

食品を製造、加工、輸入、販売する者は、「食品表示法」のほか「東京都消費生活条例」など、様々な法令等を遵守した表示をする必要がある。

<食品の表示例>

**名 称：**えびグラタン

**原材料名：**牛乳（国内製造）、たまねぎ（中国）、えび（ベトナム）、マカロニ、植物油脂、ナチュラルチーズ、ホワイトルウ、砂糖、食塩、香辛料／増粘剤（加工デンプン）、調味料（アミノ酸等）、セルロース、香料、乳化剤、着色料（カラメル）、（一部にえび・小麦・乳成分・大豆を含む）

**内容量：**200g

**賞味期限：**2025.12.30

**保存方法：**-18℃以下で保存してください

**冷凍前加熱の有無：**加熱してあります

**加熱調理の必要性：**加熱してお召し上がりください

**製造者：**〇〇食品株式会社

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

**原材料配合割合：**えび 2%（仕込み時） ←

栄養成分表示 1個(200g)当たり

エネルギー	200kcal	炭水化物	24.6g
たんぱく質	5.6g	食塩相当量	1.8g
脂 質	8.8g	カルシウム	76mg

(推定値)

### (1) 品質事項（食品表示法）

- 原材料名、原料原産地、内容量、原産地(国)、製造者氏名など、**食品の品質に関する表示の適正化**を図るために必要な表示事項。**食品ごとに個別表示ルールあり**

### (2) 衛生事項（食品表示法）

- 食品添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルギー（小麦、卵、乳、そば等）、製造所所在地など**国民の健康の保護**を図るために必要な表示事項

### (3) 保健事項（食品表示法）

- 栄養成分表示（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩）など、**国民の健康の増進**を図るために必要な表示事項

### (4) 都独自事項（都消費生活条例）

- 法令で規定のない品目又は事項について表示の基準を作り、**消費者が商品を購入するに当たり、その内容を容易に識別し、かつ適正に使用**するための表示事項

→調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜に規定

【備考】この他にも、計量法、景品表示法や、表示内容によっては薬機法が関連する場合がある。

# 国における食品表示制度の見直し検討状況

## 1 これまでの経緯

- 国は、「経済財政運営と改革の基本方針(R5)」、いわゆる「骨太の方針」の中で「食品表示基準の**国際基準への整合化**を推進する」と明記
- これを受け、**消費者庁**は食品供給の**グローバル化の進展**を踏まえ、**合理的かつシンプルで分かりやすい**食品表示制度の在り方について、**国際基準との整合性**も踏まえながら、有識者から成る懇談会で順次議論することとした（消費者基本計画工程表（R5.6.13））。

## 2 消費者庁における検討

### 食品表示懇談会（令和5年度）

- 個別品目ごとの食品表示ルールを、**横断的な基準**に合わせる方向で見直すことを基本
- 消費者にとっての**分かりやすさ**や**合理的な選択**という観点から今日的にどのような意義があるのか、複雑なルールによって**事業者にも負担を課していないか**という視点から検討

### 個別品目ごとの表示ルール見直し分科会

- 消費者庁は、個別品目ごとの表示ルールの見直しを実施中（現在までに22品目について検討済）
- 令和6年5月29日に開催された分科会では、「**調理冷凍食品**」の表示ルールについて検討され、「調理冷凍食品」の定義を含め、**個別表示ルールを廃止する方針を決定**
- 令和6年12月24日には、消費者庁は「食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について」を公表。  
**「調理冷凍食品」の個別表示ルールの廃止案**について**パブコメ**を実施（施行日：令和8年4月1日）  
→ **「調理冷凍食品」の個別表示ルールの廃止が、都消費生活条例に基づく都の表示規定に影響**

## 調理冷凍食品における個別表示ルールの概要

## 国・都における調理冷凍食品の個別表示事項

&lt; 食品表示法に基づく個別表示事項 (廃止予定) &gt;

調理冷凍食品 (10品目)	品質事項における 個別表示事項	商品名に付された原料●●の 含有率を表示せずに、 「●●+商品名」は禁止
冷凍フライ類 (例) えびフライ、コロッケ	衣の割合(%) (30~65%以上の場合)	コロッケ中のえび10%未満 → えびコロッケ+えび(%)
冷凍しゅうまい 冷凍餃子 冷凍春巻	皮の割合(%) (25~60%以上の場合)	しゅうまい中のえび15%未満 → えびしゅうまい+えび(%)
冷凍ハンバーグステーキ 冷凍ミートボール	食肉の割合(%) (40%未満の場合)	牛・豚の合挽肉使用 → 牛肉ハンバーグ+牛肉(%)
冷凍フィッシュハンバーグ 冷凍フィッシュボール	魚肉の割合(%) (40%未満の場合)	鮭・タラのすり身使用 → 鮭ハンバーグ+鮭(%)
冷凍米飯類 冷凍麺類		—

調理方法、  
内容個数  
等

&lt; 都消費生活条例に基づく個別表示事項 &gt;

調理冷凍食品 (左表10品目以外)	原料の含有率
(例) グラタン、ピザ、たこ焼、 お好み焼き、焼き鳥、 煮魚、きんぴらごぼう、 ひじきの煮物、 牛丼の具、 中華丼の具 等	商品名に付された 原料の含有率(%)を表示  (例) えびグラタン + えび8%(仕込み時)  【参考:同様の規制をしている自治体】 神奈川県、川崎市、名古屋市、神戸市、 京都市、大阪市

## 【個別ルールの背景：「まがいもの食品」の排除】

- 昭和40~50年頃に冷凍食品が普及する中、「冷凍エビフライの衣が厚すぎる」との声が消費者から挙がるなど、まがいもの食品が問題化
- 昭和53年10月、農林省は調理冷凍食品に以下の表示を規定
  - 衣・皮、食肉・魚肉の含有率
  - 一定の含有率未満の原料について、商品に付された原料の含有率を表示せずに、当該原料を含む商品名の表示を禁止

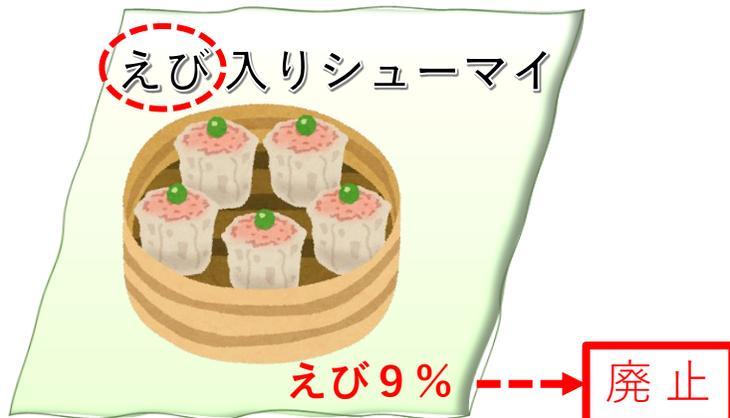
## 【都条例の背景：「まがいもの食品」の排除】

- 国が昭和53年に調理冷凍食品の表示を規制する前年(52年)に、都は「まがいもの食品」を排除するため、条例で「商品名に付された原料」の含有率表示を義務化
- 国が昭和53年に左表10品目の表示事項を定めため、都は条例で昭和54年に国が定義する調理冷凍食品以外の調理冷凍食品に「商品名に付された原料」の含有率表示を義務化

ほぼ  
同義

## 調理冷凍食品における個別表示のイメージ

## &lt;調理冷凍食品の個別表示（国）&gt;



(冷凍食品)

名 称：しゅうまい  
 原材料名：たまねぎ（中国）、魚肉すり身、えび、  
 食用油、・・・・・・・・  
 （一部にえび・小麦、卵、豚肉を含む）  
 内 容 量：500g  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 販売者：〇〇〇株式会社  
 東京都新宿区・・・・・・・・  
 皮 の 率：35%

## &lt;調理冷凍食品の個別表示（都）&gt;



(冷凍食品)

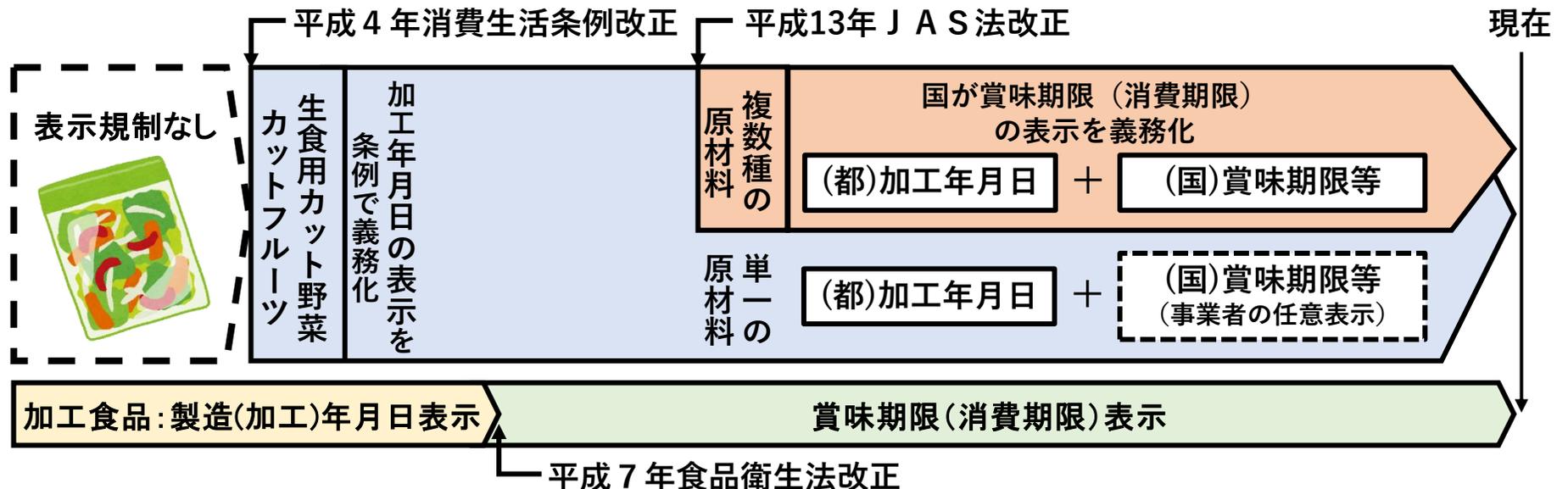
名 称：えびグラタン  
 原材料名：マカロニ(国内製造)、えび、濃縮乳、  
 小麦粉・・・・・・・・  
 （一部にえび、かに、小麦、乳成分、鶏肉を含む）  
 内 容 量：200g  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 販売者：〇〇〇株式会社  
 東京都新宿区・・・・・・・・

原材料配合割合：えび9%、チーズ0.5%（仕込み時）

- ➔ 国は、シンプルかつ分かりやすく、国際整合性のある食品表示とする観点から、調理冷凍食品における「衣・皮の割合」や「商品に付された原料名の含有率」の規定を廃止
- ➔ 都も、ほぼ同義の表示規定（商品名に原料名を付す場合、その含有率を表示）を義務化しているが、その規定について見直し検討が必要

# 生食用のカット野菜及びカットフルーツの表示について

- 1 平成4年以前は「生食用カット野菜及びカットフルーツ」（以下「カット野菜等」という。）について一切の表示規制が無かったため、消費者の商品購入時に選択の目安となるよう、**都は平成4年に消費生活条例を改正し、都内に流通する「カット野菜等」に加工年月日\*等の表示を義務化** ※当時の食品期限表示は現在の「賞味期限」ではなく「製造(加工)年月日」
  - 2 平成13年にJAS法が改正され、**複数種の原材料を使用する生食用カット野菜及びカットフルーツ**について「賞味(消費)期限（以下「賞味期限等」という。）」の表示を義務化
    - この時点で、**都条例の「加工年月日」とJAS法の「賞味期限等」の両方が表示義務化されたが**、消費者への情報提供の観点から、都は規制を継続
    - 単一原材料からなる「生食用カット野菜等」（例：キャベツの千切り等）は、都条例の「加工年月日」のみ義務化されているが、事業者は自主的取組として「賞味期限等」を任意表示
- **現在の食品表示は全て「賞味期限等」で統一され、その設定方法も国が平成17年にガイドラインで示していることから、「カット野菜等」の期限表示を「加工年月日」から「賞味期限等」への変更を検討**



# 都消費生活条例に基づく食品表示の見直し検討のスケジュール

## 1 調理冷凍食品の表示規制に関する見直し検討

- 国の調理冷凍食品における個別表示ルール廃止を受け、都も独自に規定する調理冷凍食品に関する表示規定について、見直し検討

## 2 生食用カット野菜及びカットフルーツの表示規制に関する見直し検討

- 食品表示は全て「賞味(消費)期限」で統一されており、その科学的な設定方法も国がガイドラインで示しているため、消費生活条例に基づく「生食用カット野菜及びカットフルーツ」の期限表示を「加工年月日」から「賞味(消費)期限」に変更することを検討

➔ 令和7年度に「食品安全推進計画」の改訂作業を行う「部会」において、上記の表示規定に関する検討を併せて行う。

事項	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	～3月		
国のスケジュール(想定)	● 食品表示懇談会	→ パフコメ		● 内閣府 消費者委員会	3月末 国府令改正 (調理冷凍食品の定義削除、個別表示ルールの廃止等)										→ 施行	
<ul style="list-style-type: none"> <li>都の調理冷凍食品の表示規定の見直し検討</li> <li>生食用カット野菜等の期限表示の見直し検討</li> </ul>		● 食安審 への 説明			食安審での検討										● 消対審	● --- → 施行 必要に応じて 都告示改正
										→ パフコメ						

消対審：東京都消費生活対策審議会